

調査報告

スミスフィールドビーフグループ施設 267 の不適格品の対日輸出について(仮訳)

2008 年 4 月 1 日

要 約

アリゾナ州トレソン、南 91 番通り 651 のスミスフィールドビーフグループ施設 267 から対日輸出された貨物に、現行の対日輸出条件である 20 カ月齢以下の牛由来であることが確認できない 25 箱の箱詰め牛肉が混載されていた。USDA の調査により、これらの余分な 25 箱は、誤ってトラックから荷下ろしされ、USDA 輸出証明書番号 MPG-835961 により証明された対日輸出適格貨物に誤って混載されたことが確認された。この荷下ろし及び再出荷の誤りは、USDA の検査を受け、施設番号 19146M として営業している冷蔵倉庫業者カリフォルニア州ウィルミントン、コイル通り 1420 のコウノイケ-パシフィックオブカリフォルニア社(KPAC)において発生した。

この誤りの原因は、(1)KPAC が正しい箱数を確かめていなかったこと及び、(2)スミスフィールド社が日本向け適格品と不適格品を混合して輸送していたことによるものであると確認された。改善措置として、対日輸出製品の箱数確認に責任のある全ての KPAC 従業員が再教育された。さらに、スミスフィールド社は、対日輸出製品については、他の市場向け製品を積んだトラックでは輸送しないこととする。

目 的

米国農務省(USDA)は、20 カ月齢以下の牛由来であるとは確認できない 25 箱の箱詰め牛肉が対日輸出貨物に混載された件を巡る出来事を評価するために、スミスフィールドビーフグループ施設 267 及び KPAC 施設 19146M の作業状況の調査を実施した。

背 景

米国産食肉製品の他国向け輸出は、独立しているが相互に依存した 3 つの組織の活動によって構築されている。

- 1) 米国食肉・食鳥製品業界
- 2) USDA 食品安全検査局(FSIS) 及び
- 3) USDA 農業販売促進局(AMS)

米国食肉業界は、健康な家畜をと畜し、健全で、正しくラベルされ、不正のない製品を製

造している。業界は、米国食品安全基準への適合に加え、輸入国が要求する条件にも全て適合しなければならない。米国農務省による製品の輸出証明を受けるに先立って、米国食品安全基準と輸入国の貿易条件のいずれにも適合しなければならない。

FSISは、食肉及び食鳥製品の検査と、製品の国外輸出のための証明を行っている。2006年3月1日に公表されたFSIS指令9000.1改定1「輸出証明」は、これらの責任について細かく規定している。FSISの主要な規制業務は、食肉及び食調整品に不正がなく、国内及び外国での販売のための食品安全基準の全てに適合していることを最終的に判断することにある。しかしながら、FSIS職員が製品の輸出証明を発行するためには、検査完了後に追加的に確認を行う必要がある。

AMSは、輸出認定施設が輸入国が追加的に要求する条件に適合することを担保する輸出証明プログラム基準を定めている。これらのプログラムは、AMSにより有償で監視されており、コストはプログラムに参加する施設が負担している。

USDA検査印とAMSのEVプログラムの組み合わせにより、輸出向けの米国産食肉及び食鳥製品が、全ての米国食品安全基準および輸入国の貿易条件に適合しているものとして認証されるに足るとの保証が得られる。

調査結果

USDAは、スミスフィールドビーフグループ施設267及びKPAC社施設19146Mの手順と行動が、米国輸出証明条件及び日本の輸入条件を遵守していたかどうか確認するための調査を実施した。

その結果は以下のとおりである。

1. 不適格製品の混載

- KPAC社の管理措置は、対日輸出適格貨物に不適格品の箱が混入することを防止できなかった。
- KPAC社の従業員は、スミスフィールド社施設267から運ばれてきた箱詰め牛肉を荷下ろしし、再度対日輸出向けに正しく出荷する責任があった。
- 箱数を正確に管理する責任のあったKPAC社従業員がそうできなかつたために25箱の余分な箱詰め牛肉がトラックから下ろされ、再度対日輸出向けに出荷された。当該従業員は解雇された。

2. 製品の追跡

- USDA の追跡調査により、25 箱の不適格品を除く全ての製品は対日輸出適格品であり、輸出証明手続きにより確認を受けていたことを確認した。
- 25 箱の余分な箱については、20 カ月齢以下の牛由来であることの確認ができないことから、対日輸出不適格品と見なされなければならない。

改善措置

スミスフィールド社施設 267 及び KPAC 社施設 19146M は、対日輸出不適格品の輸出の原因またはその一因となった状況を改善するための措置をとった。

- スミスフィールド社は、今回の誤出荷の原因がUSDAの対日輸出適格証明後の搬送段階において起こった人的ミスであると確認した。
- KPAC 社は、自社施設において、スミスフィールド社の製品を受け取った際に誤出荷が発生したことを認めた。
- スミスフィールド社及び KPAC 社において新たな管理措置が定められ実施された。
- スミスフィールド社は対日輸出適格品については対日輸出不適格品を積んだトラックでは輸送しないこととする。
- KPAC 社は、誤出荷に関わった従業員を解雇し、他の従業員に対しては、対日輸出貨物をまとめる場合には箱数を正確に管理する必要があることを再度徹底した。

結 論

本調査結果に関する USDA の結論は以下のとおりである。

- 25 箱の不適格牛肉は、対日輸出を意図していたものでなく、対日輸出証明プログラムに規定する輸入条件に適合することを確認できなかった。
- 不適格品は食用に供するための USDA の検査を受け合格しており、輸出時点で、米国内では食用に適した安全で健全な製品であったものである。
- 他の箱は全て月齢証明牛由来であることを含め、対日輸出証明プログラムの特定製品要件に適合する製品であった。
- USDA は、対日輸出不適格品の混載の原因が、箱数確認が出来なかつた従業員の過ちという施設個別のものであったとするスミスフィールド社及び KPAC 社に同意する。
- USDA は、スミスフィールド社及び KPAC 社によって措置された改善措置を検証し、今回の誤出荷の原因に対応しうる十分なものであると考える。
- USDA は、日本政府がこの報告書を受け入れたとの通知があればスミスフィールド

社 267 施設の製品について輸出証明を再開する用意がある。